

平取町の景観行政について

平取町まちづくり課企画係

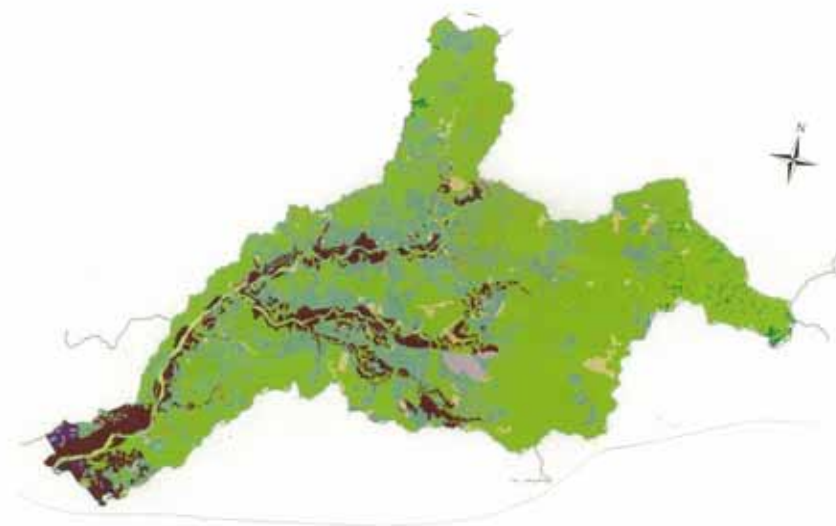


「平取町」について

- 人口: 5,576人(平成24年6月末)
- 面積: 743.16km²
- 町の木: カツラ
- 町の花: すずらん(野生群生地面積が日本一)
- 町の産業: 農業、林業、酪農、軽種馬
- 観光資源: アイヌ文化、すずらん群生地、幌尻岳など
- 特産物: トマト(ニシパの恋人)、びらとり和牛など
- その他: 景観行政団体(平取町景観計画 平成19年4月)

景観区域における行為の制限

- ∞ 届出対象区域 = 平取町内全域
 - ∞ 対象行為 = 木竹の植栽または伐採
10,000m²以上の行為が対象
 - ∞ 水面の埋立または干拓
- ↓
- ∞ 行為の30日前までに届出
- ↓
- ∞ 不適合の場合は勧告



平取町景観づくり条例

第1条 景観法に基づく景観行政団体が定めるべき景観計画に関して必要な届出行為等を定めるとともに、平取町における景観づくりに関し必要な事項を定めることにより、平取町みどり豊かな環境保全条例による環境保全等と相まって、景観に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、平取の風土に調和した良好な景観を守り、創り、育て、もって誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

(設置)

第32条 景観づくりに関する重要事項を調査審議させるため、平取町景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第34条 (1)学識経験者 (2)町長が適当と認める者

平取町景観づくり条例

(所掌事項)

第33条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項
- (2) その他景観づくりに関し町長が必要と認める事項

(任期)

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

平取町景観審議会

- ∞ 設立：平成20年8月1日
- ∞ 構成員：一般公募及び有識者
- ∞ 人数：委員10名（有識者3名・一般公募7名）
審議会開催回数：7回



景観審議会の活動経過

- ⑧ 平取町内の主要かつ要検討景観の視察
- ⑧ 景観づくり条例・景観計画概要版の作成
- ⑧ 区域別景観計画の目標像の検討
- ⑧ 改善すべき景観の調査・検討(景観阻害事例)
- ⑧ 景観とアイヌ語地名などとの関連性の検討
- ⑧ 景観50選の公募と選定

改善すべき景観事例



鉄道記念館が電柱と重なって
国道からの良好な景観を阻害し
ている。



観光案内マップが強風と老朽化
により剥がれ、不快な景観となっ
ている。

改善すべき景観事例



観光地区の交通量の多い国道沿いに廃屋が残り、良好な景観を乱している。



町道表示板の腐食が進み、周囲との調和を乱している。

平取町景観50選の選定

- ∞ 平取町の美しい自然景観
- ∞ 平取町の歴史を感じさせる景観
- ∞ 道や建築物が作る景観
- ∞ 緑・公園・水辺の景観

募集期間：平成20年9月29日～

審査と決定：景観審議会に諮り、応募があった30選が認定された。

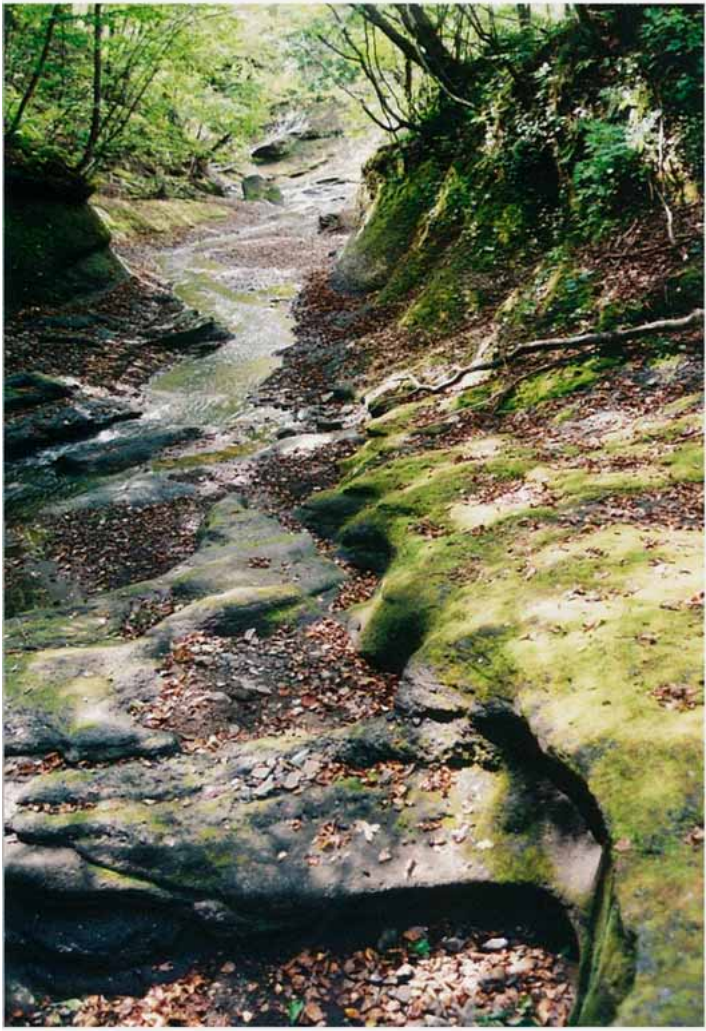
平取町景観マップ ホームページ

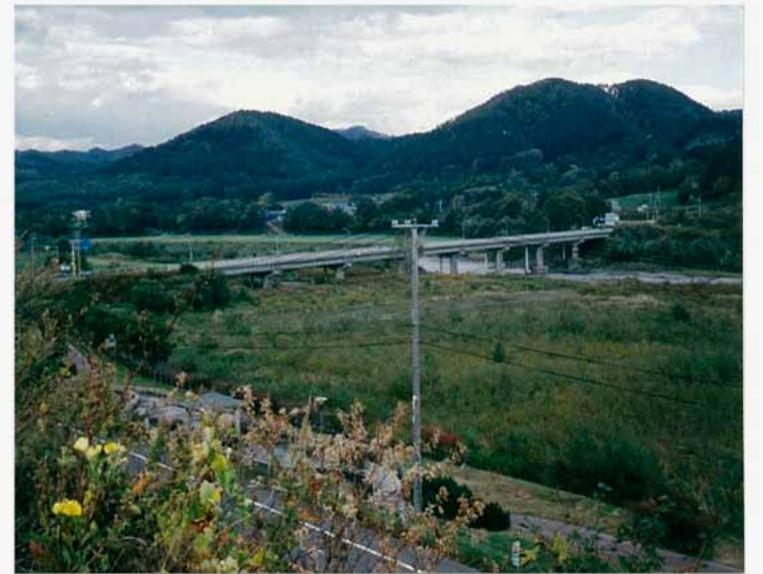
<http://www.biratori-keikan.org/>

インターネット上で、上記アドレスにて公開中。

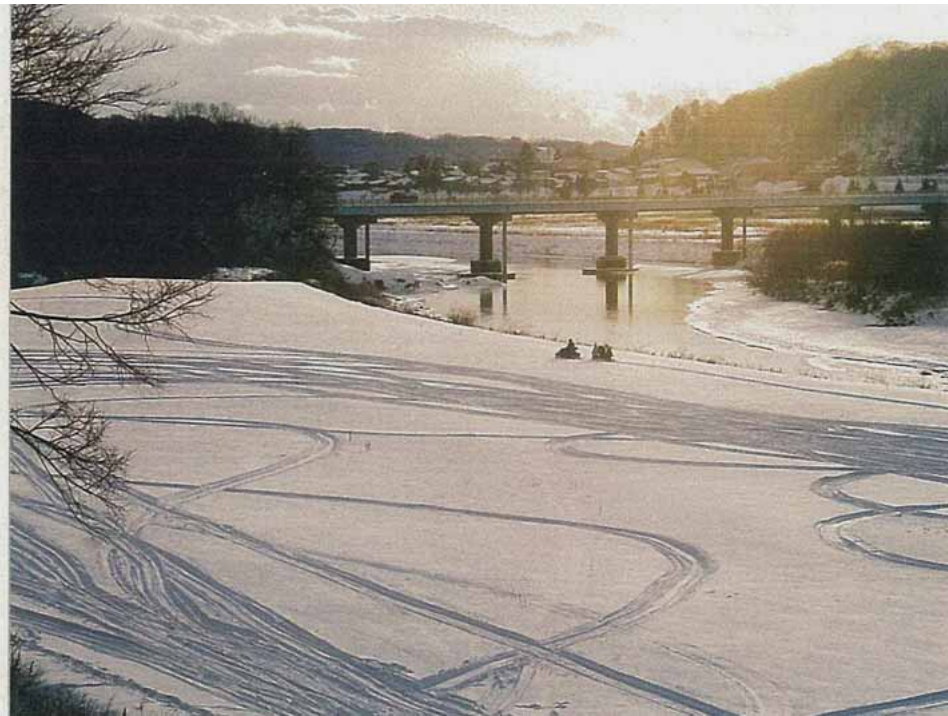
朱色のマーカーをクリックすると、登録された景観画像と説明がポップアップ















春



夏



秋



冬



景観審議会の今後の活動

1. 平取町の景観形成と地域振興策(観光)との連携
2. 文化的景観保全と町全体の景観保全との連携
3. 景観づくりの意義、重要性等に関する意識の啓発
4. 景観づくり条例・景観計画による取り組み
 - ・保存樹の管理・認定等に関すること
 - ・歴史的建造物指定等の調査・認定に関すること
 - ・改善すべき景観の調査・手法の検討
5. アイヌ語地名などアイヌ文化と景観形成等の連携